

第 2 回 戸田市自治基本条例推進委員会検討懇談会資料

【検討事項 1 推進委員会で話し合うことや実行すること】

■条例の趣旨を周知・発信していくこと

○条例の存在すら知らない人が多いのが現状なので、条例の趣旨を周知・発信していく。

○条例制定の取組の中で実施した「市民協働ワーキング」において、某町会にヒアリングに行った。その時に、町会長から防犯活動の強化に取り組んだ結果、犯罪発生率が減少し、それが地域のブランドになったという成功事例を聴くことができた。このような成功事例を共有し、広める仕組み、仕掛けを考える場になればよいと思う。

○ふだんならすれ違うだけの市民同士が挨拶を交わせる関係を築いていく。

■まちづくり活動をサポートする仕組みとして機能すること

○町会・自治会を始め、まちづくりに取り組んでいる人はたくさんいる。また、何か機会があれば、これから取り組もうとする人もいる。
そのような人たちを応援していく。

■交流のきっかけとして機能すること

○まちづくりの担い手を増やし、それらがつながる。
様々な人が関わる組織とし、参加する人を増やす。 → 分科会の設置
(活動を通じて、つながりが広がっていくことを想定。)

○まちづくりには様々な形があることを理解する。
地域でのイベントに着ぐるみを着て、参加することなどもまちづくりの一つ。

■協働のまちづくりの成果を明らかにすること

- 自治基本条例による取組には、結果として、市の支出が減ることにつながり市民に身近なまちづくりに関わる予算を増やせたとか、まちを活性化させることで来訪者を増やし地域の経済が潤うようになったとか、成果を明らかにすることが必要である。

■話合いのスタイル

- 市民へ、議会へ、行政へ「この様なことをした方が良い」という意見を答申できる推進委員会になると良い。
- 既に取り組んでいる人々の取組について、行政側から見る視点と市民側から見る視点とで異なると思う。それ自体も話し合うことができる場であると良い。
- 市民自らが「自分たちで進めていけることが何なのか」を提案するような会議になると良い。
- 市として財政や施設など、現在や将来の負担がどのくらいなのか明らかにすることが大事である。

【検討事項2 組織形態】

- 全体会と分科会を設置する。
 - ・全体会と分科会を設置するに当たっても、継続するには具体的な目的、目標やモチベーションが必要になる。
 - ・推進委員による全体会があり、その他に分科会といった組織を設置するという形態が望ましい。

【検討事項3 メンバー構成】

- 全体会の機能とメンバー構成について
 - ・推進委員会は、市民の集約の場となることを期待する。町会長・自治会長やNPO代表者も必要だが、市内に住所を有する人、通勤・通学者、事業を営んでいる人、様々な人が集まれる場にできれば良い。
 - ・ある分野に特化した意見を持っている市民に偏ることなく、多くの市民が参加できる委員会組織であれば良い。

- 分科会の機能とメンバー構成について
 - ・分科会を設置し、具体的に設定したテーマに分かれて話し合う。
 - ・もっぱら自分たちのために活動している市民団体もたくさんある。他市では、動画作成をする若者たちが、地域紹介の動画作成に参加するという例がある。本市でも、このような若者たちが町会・自治会のPR動画を作成することで、お互いのつながりにもなって良い。(この場合、通常分科会を変形させた形式として、一つのテーマに特化した時限的な会をつくるイメージ。)
 - ・小中学生や高校生から協働のまちに参加できるような仕組みも必要である。(これも、分科会の変形のイメージである。)

【検討事項4 推進委員会委員の任期】

【検討事項5 推進委員会委員の報酬額】